

特定非営利活動法人の会計に関する法律（平成五年大蔵省令第111号）

改 正 案	現 行
<p>第四号様式</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) <u>届出の対象とした募集（売出）</u>内国投資信託受益証券の金額 a・b （略）</p> <p>(4)～(40) （略）</p> <p>(41) ファンドの経理状況</p> <p style="margin-left: 2em;">a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">b・c （略）</p> <p>(42)～(52) （略）</p> <p>(53) 委託会社等の経理状況</p> <p style="margin-left: 2em;">内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含ま</p>	<p>第四号様式</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) <u>募集（売出）</u>内国投資信託受益証券の金額 a・b （略）</p> <p>(4)～(40) （略）</p> <p>(41) ファンドの経理状況</p> <p style="margin-left: 2em;">a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとじ込むこと。</p> <p style="margin-left: 2em;">b・c （略）</p> <p>(42)～(52) （略）</p> <p>(53) 委託会社等の経理状況</p> <p style="margin-left: 2em;">内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含ま</p>

れた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

(54)～(61) (略)

れた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとじ込むこと。

(54)～(61) (略)